

成田山表参道屋外型
公衆無線LAN整備業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月

成田市

シティプロモーション部

観光プロモーション課

募 集 要 項

1 目的

成田山表参道の無料公衆無線LAN環境については、2014年に観光協会が「アクセスフリー成田」として協力店舗等に機器を配布し提供している。構築から10年が経過し、経年劣化が進んでいるほか、屋外で使用できないなど利便性に課題が生じているところである。

現在は、民間施設内におけるWi-Fi環境は整備されてきており、モバイル通信環境においても海外用通信SIM・格安SIM、大容量通信プランの登場など拡充が進んでいる。

また、観光庁が行った訪日外国人観光客へのアンケートでは、訪日旅行中に困ったこととして、無料公衆無線LAN環境と回答した割合が未だ上位であることから、本事業は成田山表参道において屋外型の公衆無線LANサービスを提供することにより訪日外国人観光客を含めた本市を訪れる観光客の利便性、満足度の向上を図ることを目的とする。

本事業においては、本市におけるWi-Fi環境や観光客等の観光動線を踏まえ、屋外において効果的・効率的にアクセスポイントを設置することが求められるものであり、価格のみによることなく、機器選定や構成、ネットワーク構築において、条件に見合った高度な知識、経験及び技術力を有する事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザルという。」）により、優先交渉権者を選定するものとする。

本プロポーザルは、「成田山表参道屋外型公衆無線LAN整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」とする。）」第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

2 業務概要

- （１）事業名称 成田山表参道屋外型公衆無線LAN整備業務委託
- （２）発注者 成田市
- （３）履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- （４）業務内容 別紙「成田山表参道屋外型公衆無線LAN整備業務委託に係る仕様書」のとおり

3 提案限度額

成田山表参道屋外型公衆無線LAN整備業務委託（以下、「本業務」という。）に係る提案限度額は、9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※公衆無線LANサービス本稼働後の運用保守費用については、別途契約を行うため、当該提案限度額には含まない。

4 参加資格

(1) 本業務のプロポーザルへ参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① プロポーザルの参加募集から優先交渉権者の決定の日までの令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿に「委託」部門「情報処理」として登載されている者。
- ② プロポーザルの参加募集から優先交渉権者の決定の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市建設工事等暴力団対策措置要綱の規定による指名除外を受けていない者。
- ③ 業務遂行に関し、関係法令に基づく許可、認可又は免許等を必要とする場合は、これらを受けている者であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は優先交渉権者の決定の日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

- ⑤ 過去5年間（令和2年度以降）に無料公衆無線LANの整備実績を有していること。

(2) 募集開始日時点において上記（1）の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

5 プロポーザル募集から契約までのスケジュール

募集から契約までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年4月7日(月)	公募開始
令和7年4月16日(水)17時まで	質問受付締切
令和7年4月22日(火)	質問回答期限
令和7年4月28日(月)17時まで	参加表明受付締切
令和7年5月7日(水)17時まで	企画提案書受付締切
令和7年5月9日(金)	第一次審査（書類審査）
令和7年5月12日(月)	第一次審査結果通知
令和7年5月14日(水)	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年5月中～下旬	優先交渉権者の選定及び審査結果通知
令和 7年 5月下旬【予定】	観光庁補助金交付申請
令和 7年 6月下旬【予定】	観光庁補助金交付決定
令和 7年 6月下旬【予定】	契約

6 募集方法

（1）公募開始年月日

令和7年4月7日(月)

（2）実施要項等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、市ホームページからダウンロードすること。

7 プロポーザル募集から契約までの手続き

（1）質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス：kanpro@city.narita.chiba.jp
- 3) 電子メールの件名：【重要】プロポーザル質問書（法人名）
- 4) 質問受付期間：公募開始から令和7年4月16日(水)17:00まで

② 質問の回答

質問事項への回答は、令和7年4月22日(火)17:00までに市ホームページ上に掲載する。

(2) 参加表明

① 提出書類

- 1) 参加申請書（様式 2）
- 2) 企業の概要調書（様式 4）
- 3) 業務実績調書（様式 5）

※ 1～3) の順序でインデックスを付け、**正本 1 部・副本 6 部**を提出すること。

② 参加表明期限

令和7年4月28日(月)17時まで（必着）

受付時間は、平日8時30分から17時とする。

③ 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部 観光プロモーション課 本多・池田

電話：0476-20-1540（直通）

④ 参加表明書類の提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

① 提出書類

- 1) 企画提案書等提出届（様式 3）
- 2) 企画提案書
- 3) 機器及び無線 LAN サービス仕様一覧（様式 6）
- 4) 本業務の実施体制
- 5) 見積書（明細書添付）
- 6) 工程計画表
- 7) 本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績
- 8) その他必要と思われる資料

※ 1) ～8) の順序でインデックスを付け、A4 フラットファイルに長辺綴じで作成し、**正本 1 部・副本 6 部**を提出すること。

② 提出書類の作成に係る留意事項

1) 企画提案書

- ・別紙：「成田山表参道屋外型公衆無線 LAN 整備業務委託に係る仕様書」に基づく業務内容について作成し、実施にあたっての取組み、手法、体制等について提案すること。また、以下の点について記載すること。

なお、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

- (a) 提案の概要
- (b) 実施スケジュール・人員配置
- (c) 公衆無線 LAN 機器の設置候補箇所の案及び選定理由
- (d) 機器の設置方法について
- (e) 機器選定の理由について
(使用可能周波数、無線 LAN 規格のほか有効伝達距離、サイズ、重量、消費電力、動作環境、同時接続可能数、保証内容等)
- (f) 公衆無線 LAN サービスの提供について
(利用者登録方法および画面遷移、再度アクセス時の手続きにおける設定方法、1 回あたり接続時間、認証画面の対応言語等、警察から利用者情報の提出を求められた場合の対応等)
- (g) セキュリティについて
(ウィルス対策や不正アクセスの防止、改ざん防止等のセキュリティ対策等)
- (h) 公衆無線 LAN サービスの提供にかかる利用状況報告について
(報告内容として提供可能な項目 (アクセス総数、言語別アクセス数等)、データ単位 (日別、月別、年別)、報告頻度 (月次、年次)、その他提供可能な項目など)
- (i) 保守運用の体制について
(故障発生時等における対応体制 (受付対応時間帯・現地保守対応等)、機器故障の保守内容 (機器交換対応・引取修理対応等)、問合せ対応可能時間帯)
- (j) 災害時等における機能の開放方法について

2) 本業務の実施体制

- ・本業務における実施体制について、業務従事者一覧 (プロジェクト責任者以下、主な従事者の役職及び氏名、実績、経歴、所有する資格等を明記) のほか、保守運用及び故障発生時の対応体制について記載すること。また、実施体制において、組織体制上の優位性等があれば記載すること。

3) 本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績

- ・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。
- ・所属する部署及び役職等、実務年数、保有資格を記入すること。
- ・本業務に関連する代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額 (業務規模)」を記入すること。
- ・業務実績に記入した業務の分担業務分野及び立場を記入すること。

4) 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込み額が提案限度額を超えないものとする。こと。（令和7年度内における本稼働後の運用保守費用は別途契約を行うため提案限度額に含まない。）
- ・運用にあたり発生する次年度以降のランニングコストについても内訳が分かるようにし、別途明示すること。
- ・見積書は任意様式とするが、下表に示す名称に該当する費用については、各社の見積を比較しやすくするため、同じ名称で記載すること。なお、これらの費用を必ず計上する必要はなく、これらに属さない費用を任意の名称により記載することも差し支えない。

種別	記載名称	備考
Wi-Fi認証基盤関係	Wi-Fi認証基盤導入費用	認証基盤の導入にあたり必要な初期費用等（自社以外の基盤を利用する場合は明記すること）
	Wi-Fi認証基盤利用料	
無線LAN機器関係	インターネットGW機器代	
	アクセスポイント機器代	
	PoE機器代	
	機器保守費用	機器の故障等に対する保証費用等（対象となる機器を明示すること）
工事関係	機器設置工事費	
	現地調査費用	
	安全対策費	工事に伴う交通警備費等
インターネット回線関係	インターネット回線引込工事費	
	インターネット回線利用料	ISP費用等
運用保守費用	無線LANサービス設定費用	無線LANサービスの構築に係る機器等の設定費用
	無線LANサービス保守費用	無線LAN環境の障害対応等を含めた運用保守費用
	利用データ報告費用	利用データ分析結果の報告に関する費用

5) 工程計画表

- ・ 工程計画の作成にあたっては、令和 7 年 6 月下旬の契約を想定し、現地調査、設計、設置箇所の調整期間等を考慮して作成すること。
- ・ 公衆無線LANサービスの提供開始は、遅くとも令和 8 年 2 月を想定している。
また、早期に稼働できる場合は、令和 7 年 1 2 月の本稼働を目指すこと。

③ 企画提案書提出期限

令和7年5月7日(水)17時まで（必着）

受付時間は、平日8時30分から17時とする。

④ 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部 観光プロモーション課 本多・池田

電話：0476-20-1540（直通）

⑤ 企画提案書の提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

⑥ 企画提案書全般に係る留意事項

- 1) 参加表明者一者につき、提案は一件とする。
- 2) 提出された書類は返却しない。
- 3) 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- 4) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 5) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、「成田市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。
- 6) 提出された企画提案書を公開する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 7) 実施要領第 6 条各号に掲げるいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とする。
- 8) 参加表明を行った者であっても、企画提案書提出期限までに必要書類の提出がなされない場合は、参加を辞退したものとする。

（４）第一次審査

第一次審査は書類審査とし、提案者が4者以上のときは第二次審査に進出する3者を選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、全提案者を第二次審査に進出させる。

選定結果については、令和7年5月12日(月)までに参加申請書（様式2）に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知するとともに、後日文書で通知する。また、選定結果の異議申し立ては受け付けない。

（５）第二次審査

第二次審査は企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションは、業務を受注した場合の担当責任者が行うこととし、持ち時間は30分以内（20分程度の企画提案と10分程度の質疑応答）とする。

第二次審査の実施日は、令和7年5月14日(水)とし、場所、時間等の詳細については、審査対象となった事業者に連絡する。

（６）優先交渉権者の決定

① 優先交渉権者の選定

第一次審査と第二次審査の評価点を合計し、評価順位が第一位の者を、実施要領第5条に基づき優先交渉権者として選定するものとする。ただし、評価得点が総配点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

② 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。また、選定結果の異議申し立て及び審査内容の詳細についての問い合わせは、一切応じない。

③ 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させる。なお、提案の内容が全て契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

協議が整い次第、市長は優先交渉権者として決定する。協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。

（７）評価基準等

① 評価基準及び配点

評価基準及び配点は別表1及び別表2のとおりとする。なお、評価基準及び配点に関する質問は受け付けず回答も行わない。

② 参加辞退

参加申請書類の提出後に、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに市に連絡するとともに、参加辞退届（様式7）に辞退の理由を明記して提出すること。

③ 審査結果の公表

市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

8 契約及び契約締結時期

- (1) 優先交渉権者は、市が観光庁の補助金の申請を行い、交付決定の可否が判明した後、契約を締結する（令和 7年 6月下旬【予定】）。なお、観光庁の補助金が不採択となった場合、契約時期については協議により決定する。

9 その他

- (1) プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。
- (2) 応募に係るすべての経費は、本市に請求できないものとする。

別表1（第一次審査評価基準）

評価項目	配点			視 点	評価ポイント
業務実績	25	特	25	本業務に関連する業務について十分な実績を有しているか。	・ 無料公衆無線LAN整備の受注実績（AP数・受注金額・屋外での無線LAN整備等）
		優	20		
		良	15		
		可	10		
業務実施体制	25	特	25	本業務を迅速に遂行し得る体制、人員配置を整えているか。	・ 人員配置の妥当性
		優	20		・ 実務担当者の実績、経歴、資格等
		良	15		・ 運用保守及び故障発生時の対応体制
		可	10		
企画提案における内容	25	特	25	本業務の目的、趣旨等を理解した提案となっているか。	・ 本業務の理解度
		優	20		・ 機器構成は効率的かつ実現可能か
		良	15		・ 利便性の高いものとなっているか
		可	10		・ 利用データの分析項目は適当かつ有用か
見積書の妥当性、見積額	25	-	-	配点（25点）×（全参加者中最低額÷当該参加者の額） ※小数点以下第2位を四捨五入	・ 令和7年度の導入費用及び5年間（令和8年度から令和12年度）の運用保守費用を含めた総額で比較
合 計	100				

別表 2 (第二次審査評価基準)

評価項目	配点			視 点	評価ポイント
スケジュールの妥当性	15	特	15	工程計画表について、スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実効性及び妥当性のある計画となっているか。	・ 現地調査、設計、LAN敷設について、それぞれ明確なスケジュールが示されているか。
		優	12		・ 設置個所の調整期間を考慮しているか。
		良	9		・ 他市との掛持ち等実施体制の課題点はないか。
		可	6		
基幹設備・アクセスポイントの整備箇所	20	特	20	整備箇所は本業務の目的を達成するために適切かつ妥当か。 設置場所やその数は、エリアの環境や特性に応じて、電波干渉を考慮し、かつ必要な範囲をカバーしているか。	・ アクセスポイントの数、設置箇所は適切か。（カバー範囲・電波干渉・障害物・地形等を考慮し、効果的・効率的に設置することを考慮しているか。）
		優	16		・ 基幹設備の数、設置個所は適切か。（電源取出、光回線の引込場所等を考慮しているか。）
		良	12		・ 機器の設置方法は安全や景観を考慮し適切なものとなっているか。
		可	8		
導入機器の機能及び保証	20	特	20	導入機器のスペック及び優位性について具体的に示されているか。 保証内容及び期間が適切であるか。	・ 仕様書に定める性能を満たしているか。（無線規格・同時接続台数・動作環境等）
		優	16		・ 将来的な拡張性を考慮し、最新の規格に適合しているか。（Wi-Fi6E規格等への適合など）
		良	12		・ メーカーの選定理由は妥当か。異なるメーカーを組み合わせる場合、支障はないか。
		可	8		・ 保証内容は適切か。長期的な運用を考慮し、保証内容が充実している部分はあるか。
公衆無線LANサービス	20	特	20	認証機能は、利用者及び管理者相互に利便性の高いものとなっているか。	・ 仕様書に定める要件を満たしているか。（多言語対応・AP間移動時のシームレス接続・再接続時の簡易アクセス・AP増設時の追加対応等）
		優	16		・ 認証手順は、訪日外国人を含め全ての利用者にとって使いやすいものになっているか。
		良	12		・ 接続時間や接続回数などに関するカスタマイズ性は高いか。
		可	8		
保守・運用	20	特	20	保守運用にあたっての体制及び手法について、有益で具体的な案が示されているか。	・ 障害発生を早期に発見可能な体制・設備は備えられているか。
		優	16		・ 障害発生時の受付や対応の体制は適切か。また対応可能時間は十分に設けられているか。
		良	12		
		可	8		
利用データの収集・分析	20	特	20	利用データの収集分析は、適切な項目を報告できるか。 報告頻度やデータの閲覧方法は、利便性が高いものとなっているか。	・ 分析項目は適切で有用なものとなっているか。
		優	16		・ データの閲覧方法は利便性が高いものとなっているか。
		良	12		・ 報告頻度は適切か。
		可	8		
セキュリティ対策	10	特	10	利用者端末間のアクセス禁止やインターネットからの攻撃防止対策が取られているか。	・ 仕様書に定めるセキュリティ対策が取られているか。（プライバシーセパレーター、インターネットからの攻撃に対するファイアウォール、有害サイトのフィルタリング等）
		優	8		
		良	6		
		可	4		
災害対応及び追加提案	15	特	15	災害時の認証モード切替に関して具体的な提案がされているか。 本業務全般に関して仕様書に定める要求以外に有用な追加提案・独自提案があるか。	・ 災害時の認証モード切替の方法は、具体的かつ融通の高い提案となっているか。
		優	12		・ 整備基盤を活かした要求以上の企画提案など、有用な追加提案・独自提案はあるか。
		良	9		
		可	6		
企画提案書に沿った的確な説明、適切な質疑応答	10	特	10	説明内容が簡潔かつ明瞭で、企画提案書の内容をよく補完しているか。提案内容の説得力が十分であると認められるか。	・ 事業参入にあたっての意欲が感じられるか。
		優	8		・ 企画提案に関して的確かつ簡潔に説明が行われているか。
		良	6		・ 企画提案と説明・回答の内容に整合性はとれているか。
		可	4		